

見守り 新鮮情報

「**無料**」とアナウンスしながら**トラックで巡回**している**業者**を呼び止め、**廃品回収**を依頼した。作業前に、**無料**であることを確認したが、不用品を軽トラックに**積み終えた**と**たんに6万円**を請求された。話が違

と抗議したが、「**回収代金は無料**だが、**積み込み料金は発生**する」と言われた。**しつこく**請求されたので、仕方なく

手持ちの3千円だけ支払った。**残金**は近いうちに**取りに行く**と言われたが、支払わなければいけないのか。領収証もないし、業者の住所や電話番号もわからない。(60歳代 女性)



「無料」のはずが6万円 廃品回収サービスのトラブル

ひとこと助言

注意してね



- 「無料回収」をうたって巡回している廃品回収業者に依頼しても、積み込み時に料金を請求されるケースがあるので注意しましょう。
- 粗大ごみや不用品の処分は、お住まいの市町村のルールに従って行いましょう。処分について不明な点がある際は、市町村に確認しましょう。
- 一般廃棄物の収集・運搬は市町村の許可を受けた事業者しか行えません。安易に廃品回収業者に処分を依頼することは、トラブルとなる場合もあるので避けましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第254号(2016年5月31日)発行：独立行政法人国民生活センター

前橋市消費生活センター 電話 027(230)1755